

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1069号

令和3年度子育て世帯等への

臨時特別給付（先行給付金）のご案内

子育て世帯の生活を支援するために、給付措置として、対象児童一人につき、5万円を給付します。

【支給対象者】

・基準日（令和3年の9月30日）時点で本山町に居住している、児童手当（本則給付）を受給している方です。

なお、児童手当（特例給付）を受給している方は対象外です。

【申請方法】

・支給対象の方には、12月13日（月）以降通知をお送りする予定です。あらかじめの申請は不要です。

・支給を希望しない方は、12月20日（月）まで「支給拒否の届出書」を窓口へ提出してください。
※公務員支給対象者や、高校生等の保護者の方については、申請方法や支給時期が決まり次第順次通知を行います。

【支給方法】

児童手当登録口座等へ振込みます。

【給付開始】 12月下旬を予定しています。支給が確定しましたら、決定通知を郵送します。

【問い合わせ先】

住民生活課住民班 電話 76-21113

新型コロナウイルス感染症防止用品等

補助金の交付について

本山町では、町内事業者等の管理者が新型コロナウイルス感染症対策のために要した「物品購入及び外注費用の経費」に対する、補助金事業を実施しています。補助の対象期間は令和4年2月28日までとなっていますので、申請を予定している事業者の方は早めの提出をお願いします。

【補助金事業の概要】

①補助対象者

次に掲げるいずれにも該当する中小企業者等

●町内に事業所を有し、当該事務所で引き続き事業を継続する意思を有するもの

●事業を行うに当たり必要な官公署の許可若しくは認可を受け、又は届出を行っている者

②補助対象期間

令和3年の6月1日～令和4年2月28日

※期間中に購入した物品が補助の対象

③補助対象経費

補助対象者が実施する新型コロナウイルス感染症対策に必要な事業の経費

（消毒費用・マスク費用・清掃用費用・飛沫対策費用・換気費用・衛生管理感染・PR費用・外注費用、その他感染防止効果があると認められる備品等）

※PR費用は来客への注意喚起などを目的としたポスター・チラシの印刷費

（注）対象経費は税抜、かつ1,000円未満の端数切捨て

④補助金額 上限5万円

（注）対象経費が1,000円に満たない場合は、補助対象外

【申請方法】

◇「本山町新型コロナウイルス感染症防止用品等補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入の上、次の提出書類を添えて、本山町まちづくり推進課産業振興班までご提出ください。

【提出書類】

- ・事業実態を確認するに当たっての書類
- ・補助対象経費の支払証拠書類
- ・通帳等の口座名義人（フリガナ）記載部分の写
- ・その他町長が必要と認める書類

（注）申請できる回数には、1事業者につき1回が限度となります。

【問い合わせ先】まちづくり推進課 産業振興班
電話 76-33910

新型コロナウイルス

3回目接種について

新型コロナウイルス2回目の接種を終了後、おおむね8カ月以上を経過した18歳以上の方を対象に、3回目のワクチン接種を始めます。

対象となる方には、順次ご案内をいたします。詳しくは、ご案内文書をご確認ください。

【対象者】2回目の接種を終了後、おおむね8カ月以上を経過した18歳以上の方

【日程】令和4年1月下旬～7月（予定）

【場所】保健センター

【注意事項】他市町村で2回目の接種をした後に本町へ転入された方は、町で接種記録を確認できないことがあり、その場合はご案内ができません。8カ月以上経過しても案内文書が届かない場合は、保健センターまでご連絡ください。

【問い合わせ先】保健センター 電話 70-10000

令和4年度固定資産税に係る

異動届について

令和4年度の固定資産税は、令和4年1月1日現在に所有する資産に対し課税されます。

令和3年中に土地・家屋について、所有者の変更や家屋を取り壊すなどの異動があった場合は、次の手続きを行う必要があります。

- 一 当事者間で売買等により家屋の所有者が変更になった場合 → 「家屋所有者変更届」
- 二 家屋を取り壊した場合 → 「家屋滅失届」
- 三 土地・家屋を所有している者が死亡した場合 → 「相続人代表者指定届」「納税義務者変更届」

※印鑑をお持ちのうえ、役場住民生活課税務班へお越しください。但し、異動に関する登記（法務局）を完了する場合は届出の必要はありません。家屋を新築・増築した場合もご連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

住民生活課税務班 電話 76-2115

特設人権相談所開設について

人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します。女性・子どもに関する人権問題、高齢者や障がい者に対する差別や虐待、「コロナ問題」その他の暮らしの悩みごと等、人権に関する相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。

【日時】 12月14日（火） 午前10時～正午

午後1時～午後3時

【開設場所】 役場 1階 町民相談室

【問い合わせ先】

住民生活課住民班 76-2113

障がい者の就労相談について

障がい者の就労相談窓口を左記のとおり開設しますので、お気軽に「相談」ください。

なお、相談は事前予約制となっていますので、相談日の3日前までに電話等で予約してください。

【日時】 12月24日（金） 午後2時～午後4時

【場所】 保健センター1階 保健指導室

【対象者】

- 障がいや病気のあつ方で、
 - ・ 一般企業への就職を目指す方
 - ・ 就労の継続や生活に不安のある方
- 障がい者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

【問い合わせ・予約先】

障害者就業・生活支援センター「@あつ」
電話 088-8004-9111

新庁舎建設現場ポータルサイトを開設しました

開設しました

新庁舎建設の施工業者が現場ポータルサイトを開設しました。現場写真など新庁舎建設工事の進捗状況を公開しています。

本山町公式ホームページのトップページ↓所属から探す↓総務課↓新庁舎建設↓「本山町新庁舎建設工事の進捗状況を公開中」のページ内にあるリンクからアクセス出来ますのでぜひご覧ください。

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-2223
建設課建設班 電話 76-3917

年末年始の交通安全運動について

年末年始の交通安全運動が実施されます。年末年始は、飲酒の機会が多くなることや交通量の増加などを原因として、交通事故の多発が予想されます。この運動は、町民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することで、安全で安心な人によさしい交通環境をつくりだし、交通事故を防止することを目的としています。

【実施期間】

令和3年12月7日（火）～12月16日（木）
令和4年1月7日（金）～1月16日（日）

【重点目標】

- ① 子供と高齢者の交通事故防止
- ② 飲酒・暴走・妨害運転の根絶
- ③ 自転車の安全利用の促進
- ④ 歩行者の保護

自転車も軽車両であることを認識し、信号無視や一時停止違反など交通ルールを無視した危険な運転はせず、無灯火運転・二人乗り・傘差し運転・運転中の携帯電話使用は絶対にやめましょう。また、家庭や地域でもその危険性・迷惑性を再認識するよう取り組みを進めましょう。

【問い合わせ先】

本山町交通安全市民会議（総務課）
電話 76-2223



本山町教育委員会表彰者・団体の

推薦について

教育委員会では来年2月に教育委員会表彰を行う予定です。表彰の目的や表彰の種類は次に示した通りです。推薦したい方がおられましたら、電話で下記の担当までお知らせください。
手続等については説明します。

なお、表彰者は表彰委員会にて決定させていただきます。連絡をお待ちいたします。

1. 表彰の目的

町の教育・文化・スポーツ・その他教育全般に関し、特に功績が顕著な者、若しくは全体の奉仕者として他の模範と認められる善行があった町民（団体を含む）を表彰して、教育の振興を促進する。

町民以外でも、特に本山町に功労があり、また町の大きな名誉となる業績のあった者について表彰の対象とする。

2. 表彰の種類

- (1) 一般表彰・・・常に職務に精励し、成績・技能・人格及び素行がすぐれ、他の模範となる個人及び団体
- (2) 功績表彰・・・職員及び教育関係者で次のいずれかに該当する者
 - ① 生命の危険をかえりみず職務を遂行した者
 - ② 職務に関して、有益な研究、発明又は工夫を案化した者
 - ③ 業務の改善及び能率の増進について、著しく貢献した者
 - ④ 災害若しくは事故を未然に防止又は災害に際して特に功績のあった者

⑤ 職務の内外を問わず善行があり、社会の賞賛を受け職員として名誉を高揚した者

⑥ 重要かつ困難な職務を遂行し、特に顕著な成績をあげた者

⑦ 前述の他、委員会が表彰することを適当と認める業績又は善行のあった者

⑧ 善行表彰・・・社会の賞賛を受け児童・生徒及び社会人としての模範とするに足りる善行のあった個人及び団体

⑨ 学校表彰・・・教育の研究及び実践に努め、その成果が特に顕著で他の模範とするに足りる学校

⑩ 文化表彰・・・学術・芸術・その他文化の向上に努め、功績が特に顕著な個人及び団体

⑪ 社会教育表彰・・・社会教育学級及び教育関係の研究実践グループの活動により教育の発展と振興に寄与した個人及び団体

⑫ スポーツ表彰・・・運動競技会等において優秀な成績をおさめた個人、団体及びスポーツクラブ等の育成指導に努め、その功績が著しく顕著な者

3. 推薦の期日

12月24日（金）

【問い合わせ先】

教育委員会 電話 76-3913（担当 竹嶋）



毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】 12月16日（木）午前10時～正午

【場所】 役場2階 第2会議室

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-22233

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制（相談日の1週間前まで）です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【日時】 12月17日（金）午後1時～3時30分

（相談時間は、1組あたり30分です。）

【場所】 役場1階 相談室（応接室）

【事前予約連絡先】 総務課 電話 76-22233



本山町簡易水道（利用者の皆様へ）

冬季の水道管凍結防止の

注意喚起について

外気温がマイナス4度以下になる時や、1日中零度以下の真冬日になる等、冷え込みが厳しい時は、水道管が凍ったり、破裂する事があります。水道管が凍結すると、断水するだけでなく、修理代等の思わぬ出費が発生します。

急な寒波が来た場合は、凍結防止対策として、蛇口から水を少しだけ、出した状態にしておくことで凍結の防止に有効です。但し、料金がかかりますので出し過ぎには、ご注意ください。気象情報を確認して、事前に対策をとり、凍結を防止しましょう。なお、各地域の飲料水供給施設のご利用者の皆様は、各施設の容量等、実情に応じて対応をお願いします。

【問い合わせ先】

建設課水道班 電話 76-3917

高知県メス猫不妊手術推進事業の

お知らせ

県では、メス猫の不妊手術費用の一部を助成することで、猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、やむを得ず殺処分される猫をなくす活動に取り組んでいます。

【対象猫】

- ・ 飼育者が県内に居住し、飼育しているメス猫
- ・ 県内で生息する飼い主のいないメス猫のうち、申請者が糞尿汚染等から地域環境の改善を目的として捕獲した猫

【県が負担する額】

- ・ 飼い猫・・・1匹につき5千円
- ・ 飼い主のいない猫・・・1匹につき1万円

【申請書配布場所】

高知県内の各福祉保健所、県庁薬務衛生課

（ホームページから申請書のダウンロード可）

【申請書受付期間】

令和4年2月28日（月）まで

※受付期間中に予算不足が見込まれる場合、受付終了となります。

※申請状況により、キャンセル待ちとなります。

【注意事項】

- ・ これから不妊手術をしようとするメス猫が対象であり、手術済みの場合は、対象外となります。
- ・ 飼い主のいない猫は、不妊手術済みであることが分かるよう、手術時に耳をV字にカットされます。
- ・ 申請書は、必ず持参してください。
- ・ 不妊手術は、高知県が指定する動物病院で実施してください。なお、健康福祉課でも把握していますので、お問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】

高知県中央東福祉保健所

電話 08887-5333190

電話 08887-5333171

高知県薬務衛生課

電話 0888-82330673

【問い合わせ先】

健康福祉課 電話 70-10600

『本山保育園児

クリスマスツリー展示』について

本山保育所5歳児の作品の展示をサンシャイン本店内で行います。

この作品は、「緑の募金」の一部が活用されており、園児達の森や環境に対する関心を深める取り組みの一貫として実施しています。お立ち寄りの際はぜひご覧ください。

【展示期間】 12月8日（水） 15時～

12月21日（火） 14時まで

【問い合わせ先】

まちづくり推進課内

高知県森と緑の会本山町支部

電話 76-3916

役場「年末・年始」日程のお知らせ

○大掃除 令和3年12月22日（水）

午前8時30分～

○仕事納め 令和3年12月28日（火）

○仕事始め 令和4年1月4日（火）

